

無料点検を装った汚水枵及び排水管清掃事業者に 業務停止命令（3か月）

本日、東京都は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）に基づき、汚水枵の無料点検をしますなどと高齢者等に告げて訪問の約束を取りつけて訪問し、点検後、汚水枵及び排水管清掃作業の契約を締結させていた事業者に、3か月の業務の一部停止を命じました。

なお、この事案は、都と埼玉県が連携して調査を行い、同時に処分を行ったものです。

※詳細は別添のとおり。【*汚水枵とは、家屋から排水を流す管（排水管）が合流する場所や曲がる場所などに、排水設備の維持管理のために設けられた枵をいう。】

事業者の概要

- 事業者名 株式会社INホーム（代表者名 代表取締役 熊谷 勇樹）
 - 所在地 東京都豊島区目白二丁目16番19号
 - 設立 平成28年3月2日
 - 業務内容 汚水枵及び排水管清掃、住宅リフォーム（訪問販売）
 - 売上高（※） 約6,900万円（平成28年4月～平成28年12月）
- ※事業者報告による



「汚水枵の無料点検をします！」

「立会いをお願い致します！！」

（本当の目的は、

排水管清掃の契約ですけどね！！）

事業者に関する都内の相談の概要（平成29年5月30日現在）

平均年齢 約77歳 (41歳～94歳)	平均契約額 約182,000円 (最高額:150万円)	相談件数		
		28年度	29年度	合計
		46件	7件	53件

消費者の方へ

- 「無料」であることを強調して訪問し、最終的に有料の商品やサービスの契約を次々と勧誘してくる事業者もいます。契約する意思がなければきっぱりと断りましょう。

《東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」では同種のトラブルについて注意を呼び掛けています。》

- 「無料点検」を承諾したら、高額工事を勧誘された！（平成29年5月30日）

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/170530.html>

- 少しでも不審に思ったり、同様のトラブルでお困りの方は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

☎東京都消費生活総合センター 03-3235-1155（相談専用番号）

【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課

（電話）03-5388-3074

特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令

1 事業者の概要

事業者名	株式会社INホーム
代表者名	代表取締役 熊谷 勇樹
所在地	東京都豊島区目白二丁目16番19号
設立	平成28年3月2日
資本金	800万円
業務内容	汚水桝及び排水管清掃、住宅リフォーム（訪問販売）
売上高（※）	約6,900万円（平成28年4月～平成28年12月）
従業員数（※）	15名（代表者含まず）

※事業者報告による

2 勧誘行為等の特徴

- （1）消費者宅に電話をかけ、汚水桝の無料点検をすと思い込ませて、訪問の約束を取り付ける。
- （2）消費者宅を訪れ汚水桝の無料点検を行った際、消費者から依頼されていないにもかかわらず、汚水桝及び排水管清掃作業を勝手に開始し、終了後、断りにくい状況にある消費者に対し、汚水桝及び排水管清掃作業の契約書を提示し料金を請求する。
- （3）消費者に対し、「通常〇万円で請けていますが、今回は〇万円に値引きします。」などと、通常価格など存在しないにもかかわらず、あたかも大幅な値引きをしていると思込ませ、契約を締結する。
- （4）消費者に法令で定められた要件を満たす契約書面を交付していない。

3 業務の一部停止命令の内容

平成29年6月1日（命令の日の翌日）から平成29年8月31日までの間（3か月）、特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止すること。

- （1）役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （2）役務提供契約の申込みを受けること。
- （3）役務提供契約を締結すること。

4 業務の一部停止命令の対象となる主な不適正取引行為

不適正な取引行為	特定商取引法の条項
消費者宅に電話をかけ、汚水桝の無料点検でこの地区を廻っているのに、立会いをお願いします等という旨を告げるだけで、訪問の約束を取り付ける電話及び訪問時において、有料の契約の締結について勧誘する目的である旨を、勧誘に先立って明らかにしていなかった。	第3条 勧誘目的の不明示
契約の締結に際し「住宅リフォーム工事請負契約書」と題する書面を交付しているが、書面の内容を十分読むべき旨を赤字の中に赤字で記載しなければならないにもかかわらず、そのように記載していなかった。	第5条 契約書面の記載不備
契約の締結について勧誘をするに際し、実際には通常価格が存在しないにもかかわらず、あたかも通常価格が存在するかのごとく装って「通常〇万円で請けていますが、今回は〇万円に値引きします。」など、役務の対価に関する事項について不実のことを告げていた。	第6条第1項 不実告知

契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が、作業を依頼していないにもかかわらず作業を始め、断りにくくして、作業後に料金を請求するなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。

第7条第4号
省令第7条第1号
迷惑勧誘

5 今後の対応

業務停止命令に違反した場合は、行為者に対して特定商取引法第70条の2の規定に基づき2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては特定商取引法第74条の規定に基づき3億円以下の罰金を科する手続きを行う。



事例1

平成28年6月、甲宅に女性の声で、「下水道の掃除をすれば気持ちよい。無料で掃除します。」等という電話があった。甲は無料で掃除をしていただけるならお願いしようとこれを承諾した。

その日の午前中、当該事業者従業員AとBが甲宅を訪問し、「排水管洗浄作業を開始します。」と言うと作業をはじめた。甲は、無料で掃除してくれるという電話の話をすっかり信用しており、特に疑問も持たなかった。

その後甲は、AとBの排水管洗浄作業の様子を見ていたところ、汚水枡の蓋さえ開けず、蓋の表面のみを洗う作業をしているだけで、作業は5分もかからず終了し、作業が終わると、お隣の家やご近所へ行き、勧誘のような行為をしているのが見えた。

Aから「排水管洗浄作業が終了しました。」と言われて甲が玄関へ行くと、Aは甲に、請負契約書を手渡した。甲はこの時始めて、当該事業者名を知った。また、排水管洗浄作業が有料であることや、作業料金についてもはじめて知らされたため、電話では無料で掃除をするという約束であったのに、話が違うことに非常に驚いた。

さらに、Aからの作業の内容等に関する説明はなく、クーリング・オフについても説明は一切されなかった。甲は、不意な出来事での混乱と、Aから作業料金の支払いを促され怖かったため、仕方なく作業料金を支払った。

事例2

平成28年7月下旬、乙宅に男性の声で、「乙様のご自宅でしょうか。」「マンホールの点検に伺います。」という電話があった。乙は役所の水道局職員からの電話だと思い、訪問を承諾した。

8月上旬、当該事業者従業員Cが、「マンホールの点検に来ました。」と乙宅を訪問した。

そして、「まず、マンホールを見せてください。」とCが言うので、乙は案内をした。Cが汚水枡の蓋を開けたので、乙も汚水枡の中を見てみると、中にはヘドロがついていて汚れた感じがあった。するとCは、「これは掃除が必要です。」「水道の蛇口はどこですか。水道を貸してください。」「電気も貸していただけますか。」と言い、排水管洗浄作業を開始した。乙は、役所の水道局職員がマンホールの点検作業終了後、ついでに排水管洗浄作業をしているものと思い、安心して任せていた。

約1時間後、排水管洗浄作業は終了し、Cは乙に請負契約書を手渡した。乙は、この時始めて、排水管洗浄作業が有料であることや、作業料金、当該事業者名について知られることとなり非常に驚いた。

また、請負契約書の内容では、乙が排水管洗浄作業の請負契約を申込んだことになっており、これは絶対におかしい、と感じ憤慨した。しかし、排水管洗浄作業は既に終了しており、乙は、仕方なく作業料金を支払った。

事例3

平成28年9月、丙宅に男性の声で、「下水処理枡の無料点検でこの地区を廻っている者です。点検はすぐに済みます。立ち会って欲しいので、都合のいい時間を教えてください。」という電話があった。丙は、この地域の市下水道の委託業者が、電話をかけてきているものだと思い訪問を承諾した。この時の電話では、下水処理枡の無料点検をするという話のみだった。

次の日、当該事業者従業員Dが、「すいません。昨日下水処理枡の点検を約束した者ですが。」と訪問してきた。丙はこの時も、Dは市下水道の委託業者だと思っていた。

Dは、「ご自宅の汚水枡はどこですか。」と言うと、場所を移動し、汚水枡の蓋を開けた。丙が汚水枡の中を見てみると、特段汚れた様子はなかった。Dは一方的に勧誘の話を進め、「安くやり

ます。〇万円でやっていますよ。」と言ってきたが、丙は、「今は、年金暮らしで予定外の失費は大変だから。」「〇万円なんて安くないからいいですよ。」ときっぱり断った。しかしDは、「通常は〇万円で請けていますが、今回は〇万円に値引きしますよ。」「けれど、私の一存では値引きが決められないので、向こうで作業している責任者に、直接許可を取ってきます。」と言い残して、突然歩いて行ってしまった。しばらくして戻ってくると、「今、責任者から特別に本日は〇万円に値引きしていいと許可が出ました。どうでしょうか。」と勧めてきた。しかし丙は、排水管洗浄作業に強い疑問を感じ、気も進まないので、「今は、現金の持ち合わせがないし、すぐ払えませんよ。」と断ったが、Dは、「支払の方は、年金が入った時で構わないですよ。」「年金支給はいつですか。」とあまりにもしつこいため、丙は困惑しながらしぶしぶと、「月末には出ますよ。」と答えたところ、Dから、「この機を逸したら、もうこんな機会はありませんよ。」と言われ、丙は心ならずも、半ば押し切られるような形で排水管洗浄作業を承諾した。